

○一般財団法人高知縣市町村職員互助会貸付規程

(平成 25 年 3 月 7 日高互規程第 9 号)

改正 令和 3 年 2 月 26 日高互規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人高知縣市町村職員互助会定款（平成 25 年定款第 1 号）第 4 条第 3 号の規定に基づき、一般財団法人高知縣市町村職員互助会の会員（以下「会員」という。）の臨時の支出に対する資金の貸付に関し必要な事項を定め、かつ、高知縣市町村職員共済組合貸付規程と相互に緊密な関係を保ち、貸付事業の円滑な運営を期し会員の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(財源)

第 2 条 貸付金の財源は、互助会一般経理からの借入金をもって充てる。

(経理)

第 3 条 この規程による経理は、一般財団法人高知縣市町村職員互助会会計処理規程第 4 条第 2 号に規定する貸付経理において行うものとする。

2 理事長は、この規程に定める帳簿等を整備し、常に貸付金の状況を明らかにしておかなければならない。

(貸付金の種類)

第 4 条 貸付金は、生活資金貸付、住宅改修資金貸付の 2 種類とする。

2 生活資金貸付は臨時に資金を必要とするときに行う。

3 住宅改修資金貸付にあっては、会員が自己の用に供するため住宅を増築、改築又は修理するための臨時に資金を必要とするときに行う。

(借受資格)

第 5 条 会員は、資格を取得した日から 1 年以上経過した日から貸付けを受けることができるものとする。

(貸付金の限度額及び貸付額)

第 6 条 貸付金の限度額は、それぞれ次の各号に定める金額とする。

(1) 生活資金貸付 1,000,000 円

(2) 住宅改修資金貸付 3,000,000 円

2 前項の貸付額については、貸付を受けようとする者の申込日における勤務年数に基づき次の各号に定める限度額の範囲内において決定する。

(1) 生活資金貸付 勤務年数 1 年以上 5 年未満 500,000 円

勤務年数 5 年以上 1,000,000 円

ただし、会計年度任用職員及び再任用職員等の任期の定めがある職員（特別職を除く。）である会員については、その任期より考慮し、第 12 条の規定に関わらず、早期償還のみの該当とし、別表第 3 の償還回数 12 回以内の貸付額 150,000 円を限度とする。

(2) 住宅改修資金貸付 勤務年数 1 年以上 5 年未満 2,000,000 円

勤務年数 5 年以上 3,000,000 円

ただし、会計年度任用職員及び再任用職員等の任期の定めがある職員（特別職は除く。）である会員については、その任期より考慮し、対象外とする。

（貸付金の単位）

第7条 貸付金の額は、前条の規定による限度額の範囲内において、生活資金貸付にあつては、50,000円を単位として計算し、住宅改修資金貸付にあつては500,000円を単位として計算するものとする。

（貸付利率）

第8条 貸付金の利率は年2.26パーセントとし、貸付を行った月の翌月から償還が完了する月までの期間について計算する。

2 貸付金の利息に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（貸付の申込み）

第9条 貸付申込者は、貸付申込書に所定の事項を記入のうえ理事長が別に定める書類を添付して所属所長に提出しなければならない。

2 所属所長は、前項の申込書を受理したときは、事由、金額、償還能力等について調査し意見を付して理事長に送付しなければならない。

3 貸付申込者は、連帯保証人1人を立てなければならない。

（1）連帯保証人は、会員期間1年以上の会員でなければならない。

（2）貸付金の交付を受けた会員（以下「借受人」という。）は、連帯保証人が連帯保証人としての資格を喪失したときは、遅滞なく報告し新たに連帯保証人を立てなければならない。

（貸付の決定）

第10条 理事長は、貸付申込書の提出を受けたときは、ただちにこれを審査し、貸付の可否を決定するとともに所属所長を経由して、貸付申込者に貸付決定通知書を交付するものとする。

（貸付金の交付）

第11条 貸付申込者は、前条の貸付決定通知書の交付を受けたときは、借用証書に理事長が別に定める書類を添え所属所長を経由して、理事長に提出するものとする。ただし、生活資金貸付を申込み場合は、貸付申込書提出の際に提出するものとする。

2 理事長は、前項による書類の提出を受けたときは、理事長が別に定める日に貸付金を交付するものとする。

（償還期間及び金額）

第12条 生活資金貸付は、貸付を受けた日の翌月から60月以内に別表第1で定める償還表に基づき、毎月元利均等償還とする。ただし、借受人が早期償還を希望する場合は、別表第3により償還することができる。

2 住宅改修資金貸付は、貸付を受けた日の翌月から240月以内に別表第2で定める償還表に基づき毎月元利均等償還とする。ただし、繰上げ償還については、1回500,000円以上の額を一時に、償還表により償還することができる。

- 3 借受人は、前2項の規定にかかわらず、未償還元利金を一時に償還することができる。

(償還の手続き)

第13条 理事長は、前条の規定による元利金の償還は、借受人の給与支給機関から当該元利金を給与支給日に借受人の給与から控除して払込みを受けるものとする。

- 2 前条及び第14条又は第15条第2項の規定により償還する場合又は給与の全部又は一部が支給されないため償還金を給与から控除することができないときは、借受人は、理事長が指定する日（以下「指定日」という。）までに償還金払込書により所属所長を経て理事長に払い込むものとする。

(即時償還)

第14条 理事長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、ただちに貸付を取り消し、当該借受人に対し未償還元利金の即時償還を命ずることができる。

- (1) 会員の資格を喪失したとき
 - (2) 申込の内容に偽りのあることが認められたとき
 - (3) その他この規程に違反したとき
- 2 理事長は、借受人から貸付元利金の償還を受けることが困難であると認めたときは、互助会から受ける給付金等から控除し、なお不足する場合には連帯保証人に返済を求めるものとする。

(資格喪失時の即時償還の特例)

第15条 理事長は、借受人が会員の資格を喪失し、引き続き地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号、以下「法」という。）に基づく他の組合（以下「他の組合」という。）の組合員となったとき（その者がさらに引き続き当該他の組合以外の組合員になったときを含む。他の組合員となったことにより、退職手当金を受けたときを除く。）は、前条第1号の規定にかかわらず引き続き償還を継続させることができるものとする。この場合における借受人の元利金の償還は、法第115条第4項の規定に基づいて行うものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により元利金の償還を継続している借受人が当該他の組合の組合員の資格を喪失したときは、前条第1号に該当するものとみなして、未償還元利金の即時償還を命じなければならない。

(延滞利息)

第16条 借受人は、第13条第2項の規定により償還する場合において借受人の責に帰すべき事由により償還が遅延したときは、当該遅延に係る貸付金に対して指定日の翌日から償還された日までの日数に応じ年14パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を負担しなければならない。

(住宅の譲渡の制限)

第17条 借受人は、貸付金の償還が完了するまでの間、当該貸付金に係る住宅を他人に譲渡し、又は貸付けてはならない。

(細則)

第 18 条 この規程で定めるもののほか、互助会貸付の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、定款附則第 1 項に定める設立の登記の日から施行する。

附 則

附 則(令和 3 年 2 月 26 日高互規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

別表第 1

生活資金貸付償還表 均等払 年利 2.26%

貸付金	回数	毎月償還額
50,000 円	20	2,550 円
100,000 円	25	4,099 円
150,000 円	25	6,148 円
200,000 円	30	6,863 円
250,000 円	30	8,579 円
300,000 円	30	10,295 円
350,000 円	40	9,092 円
400,000 円	40	10,391 円
450,000 円	40	11,690 円
500,000 円	40	12,988 円
550,000 円	50	11,536 円
600,000 円	50	12,585 円
650,000 円	50	13,634 円
700,000 円	50	14,683 円
750,000 円	60	13,231 円
800,000 円	60	14,113 円
850,000 円	60	14,995 円
900,000 円	60	15,877 円
950,000 円	60	16,759 円
1,000,000 円	60	17,642 円

別表第 2

住宅改修資金貸付償還表 均等払 年利 2.26%

貸付金	回数	毎月償還額
500,000 円	60	8,821 円
1,000,000 円	96	11,396 円

1, 500, 000 円	120	13, 977 円
2, 000, 000 円	180	13, 111 円
2, 500, 000 円	240	12, 957 円
3, 000, 000 円	240	15, 548 円

別表第 3

貸付金 (万円)	開始 月 回数	6 月又は 12 月		5 月又は 11 月		4 月又は 10 月		3 月又は 9 月		2 月又は 8 月		1 月又は 7 月	
		毎月	ボ－ナ ス	毎月	ボ－ナ ス	毎月	ボ－ナ ス	毎月	ボ－ナ ス	毎月	ボ－ナ ス	毎月	ボ－ナ ス
5	6	6, 28 4	12, 568	6, 28 7	12, 574	6, 29 0	12, 580	6, 29 3	12, 586	6, 29 6	12, 592	6, 29 9	12, 598
10	12	6, 31 9	12, 638	6, 32 2	12, 644	6, 32 5	12, 650	6, 32 8	12, 656	6, 33 1	12, 662	6, 33 4	12, 668
15	12	9, 47 9	18, 958	9, 48 3	18, 966	9, 48 8	18, 976	9, 49 2	18, 984	9, 49 7	18, 994	9, 50 1	19, 002
20	18	8, 47 3	16, 946	8, 47 7	16, 954	8, 48 1	16, 962	8, 48 5	18, 970	8, 48 9	16, 978	8, 49 3	16, 986
25	18	10, 5 92	21, 184	10, 5 97	21, 194	10, 6 02	21, 204	10, 6 07	21, 214	10, 6 11	21, 222	10, 6 16	21, 232
30	18	12, 7 10	25, 420	12, 7 16	25, 432	12, 7 22	25, 444	12, 7 28	25, 456	12, 7 34	25, 468	12, 7 40	25, 480
35	24	11, 1 84	22, 368	11, 1 89	22, 378	11, 1 94	22, 388	11, 1 99	22, 398	11, 2 05	22, 410	11, 2 10	22, 420
40	24	12, 7 81	25, 562	12, 7 87	25, 574	12, 7 98	25, 586	12, 7 99	25, 598	12, 8 05	25, 610	12, 8 11	25, 622
45	24	14, 3 79	28, 758	14, 3 86	28, 772	14, 3 93	28, 796	14, 3 99	28, 798	14, 4 06	28, 812	14, 4 13	28, 826
50	24	15, 9 77	31, 954	15, 9 84	31, 968	15, 9 92	31, 984	15, 9 99	31, 998	16, 0 07	32, 014	16, 0 14	32, 028
55	30	14, 1 38	28, 276	14, 1 45	28, 290	14, 1 52	28, 304	14, 1 58	28, 316	14, 1 65	28, 330	14, 1 72	28, 344
60	30	15, 4 24	30, 848	15, 4 31	30, 862	15, 4 38	30, 876	15, 4 46	30, 890	15, 4 53	30, 906	15, 4 60	30, 920
65	30	16, 7 09	33, 418	16, 7 17	33, 434	16, 7 25	33, 450	16, 7 33	33, 466	16, 7 40	33, 480	16, 7 48	33, 496
70	30	17, 9 94	35, 988	18, 0 03	36, 006	18, 0 11	36, 022	18, 0 20	36, 040	18, 0 28	36, 056	18, 0 37	36, 074
75	36	16, 1 56	32, 312	16, 1 64	32, 328	16, 1 71	32, 342	16, 1 79	32, 358	16, 1 87	32, 374	16, 1 94	32, 388

80	36	17, 2 33	34, 466	17, 2 41	34, 482	17, 2 50	34, 500	17, 2 58	34, 516	17, 2 66	34, 532	17, 2 74	34, 548
85	36	18, 3 10	36, 620	18, 3 19	36, 638	18, 3 28	36, 656	18, 3 36	36, 672	18, 3 45	36, 690	18, 3 54	36, 708
90	36	19, 3 88	38, 776	19, 3 97	38, 794	19, 4 06	38, 812	19, 4 15	38, 830	19, 4 24	38, 848	19, 4 33	38, 866
95	36	20, 4 65	40, 930	20, 4 74	40, 948	20, 4 84	40, 968	20, 4 94	40, 988	20, 5 03	41, 006	20, 5 13	41, 026
100	36	21, 5 42	43, 084	21, 5 52	43, 104	21, 5 62	43, 124	21, 5 72	43, 144	21, 5 82	43, 164	29, 5 92	43, 184